

令和7年5月16日

プレジャーボートの所有者 様

広島県西部建設事務所長
〒737-0811 呉市西中央 1-3-25
呉支所管理課

プレジャーボートの係留保管の適正化推進に関する
係留許可申請手続きについて（依頼）

県行政の運営については、日頃から御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

広島県では、全県的にプレジャーボートの適正保管を進めてきており、今後、県管理の水域にプレジャーボートを係留しようとする場合には、県が指定する係留可能場所の許可が必要になります。

この係留可能場所は、既存の漁港・港湾内の静穏な水域で、漁業活動や周辺環境に支障がない水域を「小型船舶用泊地」として、県が指定しています。

今回、豊島漁港(漁港区域)、御手洗港(港湾区域)（別紙「小型船舶用泊地図面」を参照）を「小型船舶用泊地」として指定しましたので、今後とも同地区に係留される場合は、次のとおり「小型船舶用泊地等使用許可申請書」を提出くださるようお願いいたします。

1. 提出書類：「小型船舶用泊地等使用許可申請書」 2部（うち1部はコピー可）
2. 提出先：〒737-0811 呉市西中央1丁目3-25
広島県西部建設事務所呉支所 管理課 管理第一係
3. 提出期限：令和7年7月11日（金）まで

また、次の場所で申請書の書き方などの相談会を開催しますので、相談を希望される方は、お越しください。（参加は任意です）

○開催日時：令和7年6月4日（水） 午前11時～午後2時30分まで

○開催場所：呉市豊浜まちづくりセンター 大集会室
（呉市豊浜町大字豊島 3526 番地の 15）

○開催日時：令和7年6月12日（木） 午前11時～午後2時30分まで

○開催場所：呉市豊まちづくりセンター 文化教室 1・2
（呉市豊町大長 5915 番地の 3）

○持参する物：令和7年5月16日送付の書類一式・船舶検査証書と船舶検査手帳の写し

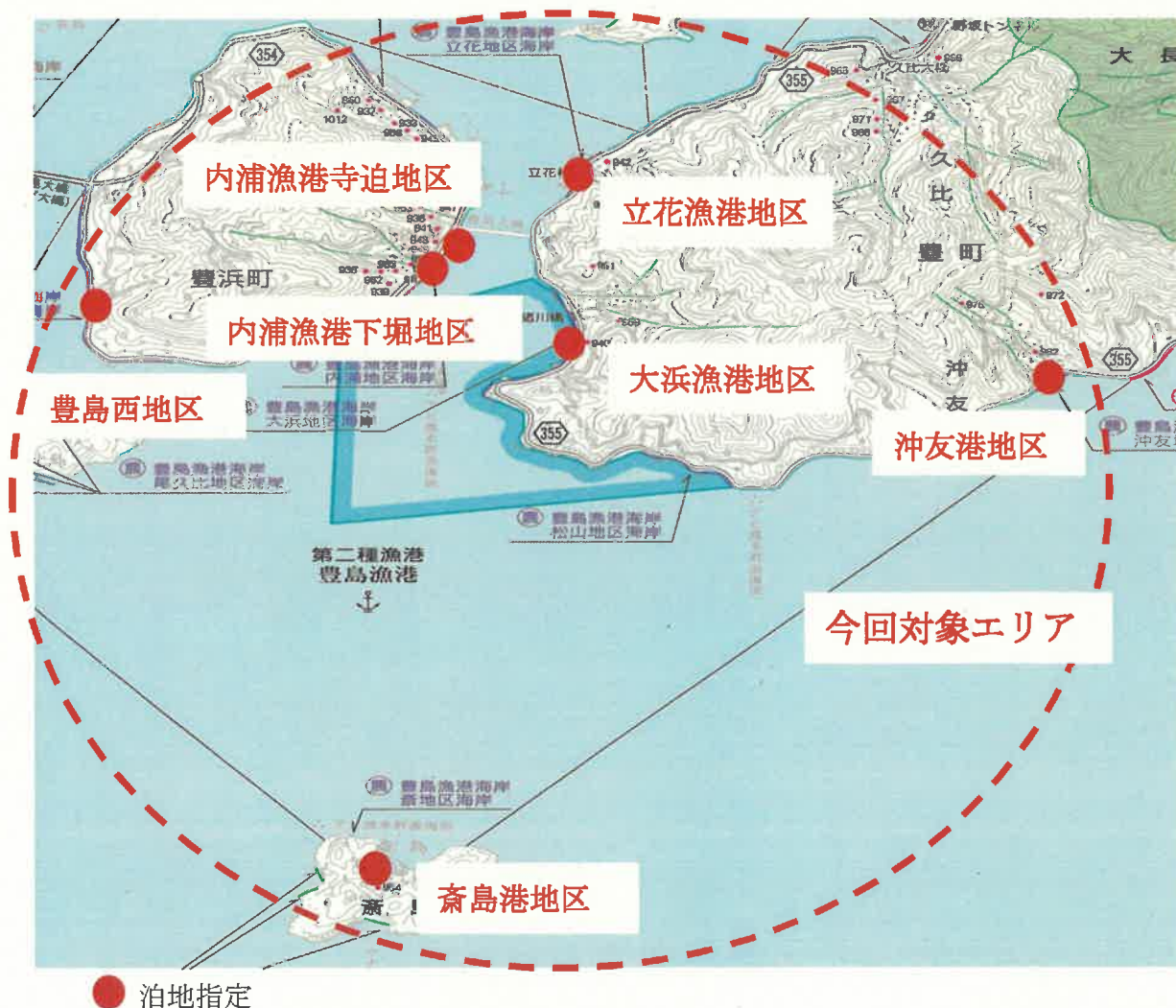
なお、当支所にて随時相談、受付業務をしております。ご質問やご不明な点がございましたら、当支所管理課担当までお問い合わせください。

※この依頼は、平成30年、令和4、5、6年の係留状況調査をもとに、補足説明記載の水域及びその近郊にプレジャーボートを係留等されている方に送付しています。
※既に所有者が替られている場合には、新たな所有者へお伝えくださるとともに、当支所にご一報くださるようお願い致します。
※また、漁船登録されている場合も、ご一報ください。

担 当 管理第一係
連絡先 0823-22-5400(宮谷・福増・小本)
メールアドレス djwkanri@pref.hiroshima.lg.jp

補足説明

- 1 今回は、豊島漁港区域(豊島西、内浦漁港寺迫、内浦漁港下堀、立花漁港、大浜漁港、沖友港、斎島港各地区)をプレジャーボートの係留が可能な「小型船舶用泊地」として指定しました。(「資料3 小型船舶用泊地区図面」のとおり。)
- 2 また、プレジャーボートを許可なく係留してはならない禁止区域を指定し、(「資料4 禁止区域図」のとおり。) 令和7年4月1日以降、係留許可なく係留すると違法となり、取締りの対象となります。
- 3 「小型船舶用泊地」に係留する場合、県の許可が必要となります。
今後とも豊島漁港区域(豊島西、内浦漁港寺迫、内浦漁港下堀、立花漁港、大浜漁港、沖友港、斎島港各地区)に係留される場合、小型船舶用泊地等使用許可申請書による申請が必要となりますので、申請書の記載例(資料5)に従い、申請書及び必要な添付書類(申請書類一覧表を参照)を2部(うち1部はコピー可)提出してください。



小型船舶用泊地等使用許可申請に係る書類について

1 小型船舶用泊地等使用許可申請書について

- 「申請者」欄に、連絡が可能な電話番号を記載してください。
- 「1 使用する小型船舶泊地等」は、記載例（資料5）のとおり記入してください。
- 「2 係留を行う船舶等」について、
 - ・「(1) の船舶」は、
ご自身の船の船種と小型船舶の登録番号を記載してください。船舶の長さについては、船舶検査調書に記載されている長さを記載してください。
 - ・「(2) 係留の用に供する工作物」は、
記載例（資料5）のとおり、船を係留するために使用している工作物に  をしてください。
※その他の工作物があれば、「ク その他（ ）」に記入してください。
※通船、栈橋及び渡橋には、長さも記入してください。
- 「3 使用期間」については、
使用期間の始期は、空欄のままとしておいてください。
使用期間の終期は、令和12年3月31日までと記載してください。

2 必要な添付書類について

申請書へ添付していただく書類は、「申請書類一覧表」のとおりです。

3 書類の提出部数

2部（県審査用と申請者への返却用です。うち1部はコピーで可）を
広島県西部建設事務所 呉支所管理課へ提出してください。

※提出先は、封筒に記載のとおりです。

その他

- 1 今回の説明に係る地区については、船舶の長さ（栈橋及び渡橋の長さを加えます。）1m当たり月額300円の使用料となります。
- 2 広島県西部建設事務所呉支所のホームページへ関係資料を5月中にアップする予定です。（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/209/>）

その他、申請書及び添付資料などのご質問等やご不明な点がございましたら、
ご遠慮なく管理課までお問い合わせください。

呉市豊浜町におけるプレジャーボートの 係留保管の適正化推進について

【配布資料一覧】

資料1	放置艇解消のための基本方針（パンフレット）……………P 4
資料2	許可艇転換チラシ……………P 6
資料3	小型船舶用泊地図面……………P 8
資料4	禁止区域図……………P 9
資料5	小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書《記載例》……P10
資料6	位置図《記載例》……………P13
資料7	見取り図《記載例》……………P14
資料8	誓約書《記載例》……………P15
資料9	写真 《撮影例》……………P17

広島県内でのプレジャーボートの係留に関するルールを定めました**放置艇解消のための基本方針**

令和4年10月
広島県港湾振興課

基本方針の目指す姿

広島県では、令和7年度末までに、現在、放置艇となっている全てのプレジャーボートについて、公営・民営のマリーナ、ボートパークなどの係留保管施設へ誘導し、又は係留可能水域への係留許可を与え、秩序ある適正な保管状態とすることを目指します。

また、所有者がプレジャーボートの係留保管場所を届け出ることにより、新たな放置艇が生じない状態を目指します。

これらの取り組みにより、許可なく係留しているプレジャーボートをゼロ隻にしていきます。

広島県の状況**○ 広島県内の放置艇の問題**

広島県は、穏やかな瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易である静穏な海域が多いことが誘因となって、県内には、プレジャーボートの放置艇が多数存在しています。（平成30年度時点 約10,700隻（全都道府県中最多））

放置艇は、船舶航行の支障、公有水面の私物化、津波・高潮・洪水災害時の被害の助長、油流出などの問題を引き起こすおそれがあります。

○ これまでの県の取組

平成10年に「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、その後、放置艇の集積が著しい広島港及び福山港地域において、「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定による規制」を両輪とした方策を進めてきました。

しかし、地方部の港湾・漁港の対策が遅れていたことから、平成30年3月に「放置艇解消のための基本方針」を策定し、関係条例の改正を行いました。また、令和4年10月に「放置艇解消のための基本方針」の改定を行いました。

○ 新たに創設した制度

既存ストックを活用した柔軟な対策として、県管理港湾・漁港の余裕水域において、安全性などの要件を満たす場合には係留を認め、使用料を徴収することとしました。

また、所有者に対してプレジャーボートの係留保管場所の届出を義務付け、違反した場合の罰則を定めました。

基本方針によるプレジャーボートの係留ルール

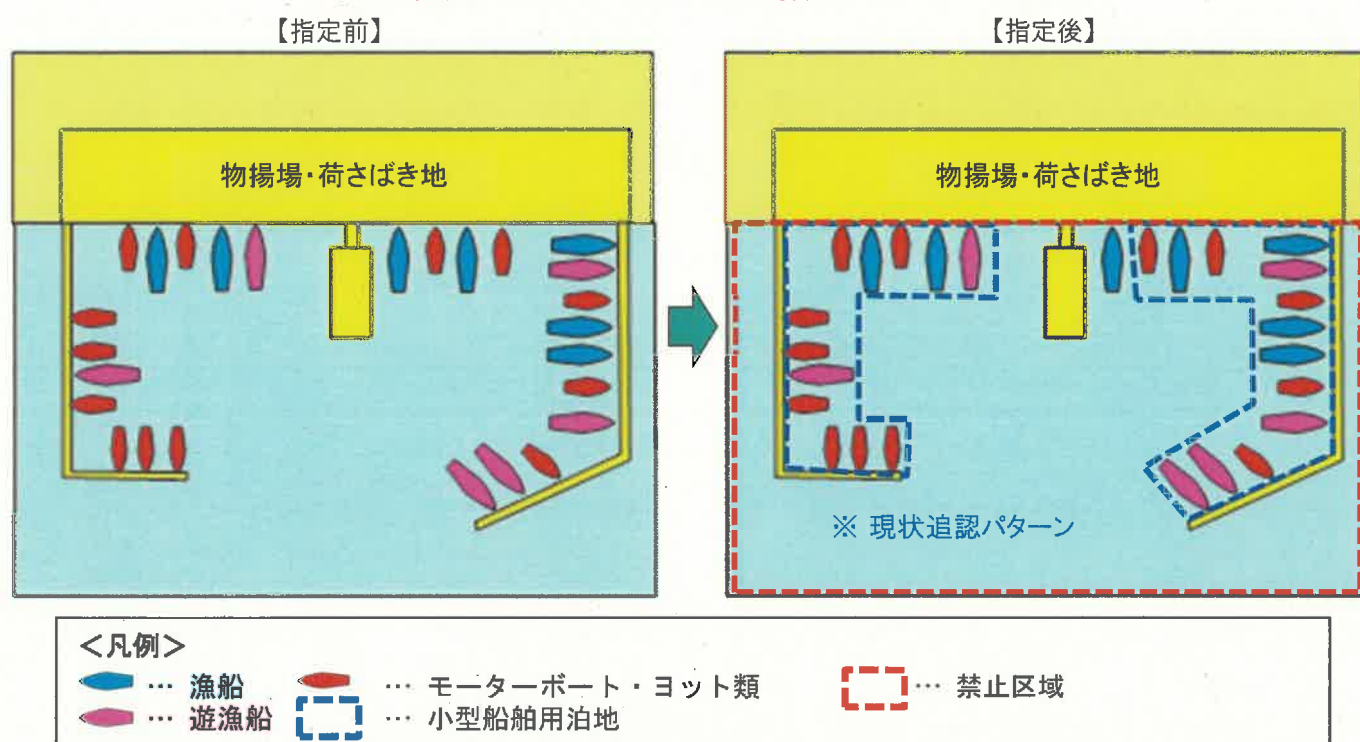
○ プレジャーボートの係留可能場所となる「小型船舶用泊地」を、県内各地に設けます

- 令和6年度末までに、既存の港湾・漁港内の静穏水域を、県が「小型船舶用泊地」に順次指定して、プレジャーボートの係留可能場所にします。
- 港湾・漁港内にプレジャーボートを係留しようとする場合は、「小型船舶用泊地」の使用許可が必要です。
- 令和7年度からは、「小型船舶用泊地」に係る使用料の徴収を開始します。

○ 小型船舶用泊地以外の水域に係留しているプレジャーボートには、撤去指導を行うようになります

- 小型船舶用泊地の指定と同時に、「放置等禁止区域」を順次指定します。県の撤去指導に従わない場合は、懲役刑や罰金刑が科される可能性があります。

＜小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図＞



○ プレジャーボートの所有者は、係留保管場所を県に届け出る必要があります

- 適正な係留保管場所を確保し、県に届出が必要です。届出義務に違反した場合は、罰金刑が科される可能性があります。
- 県管理港湾・漁港の小型船舶用泊地に係留する場合
⇒ 県の使用許可が必要です。（係留保管場所の届出は不要です。）
- 上記以外の係留保管場所（公営・民営のマリーナなど）に係留する場合
⇒ 県に届出が必要です。

県管理水域での プレジャーボートの 係留には許可が 必要になります。



広島県は、令和7年度末の放置艇解消を目指しており、正規の保管施設に係留していないプレジャーボートは係留許可が必要になります。

1. 令和元年9月から順次、県管理の港湾・漁港に「小型船舶用泊地」を指定しています。
2. 小型船舶用泊地に泊めるためには、県へ「許可申請」が必要になります。
3. 小型船舶登録をされている方には、県の建設事務所等から「現地相談会」の開催案内があります。ご参加をお願いします。
4. 許可を受けずに泊めている場合は、撤去指導を行います。
5. 令和7年4月からは使用料が必要となります。

区分	月単価 (m)
国際拠点港湾・重要港湾 (広島港, 尾道糸崎港, 福山港)	320円
地方港湾・漁港	300円

使用料の計算方法は
裏面をご覧ください



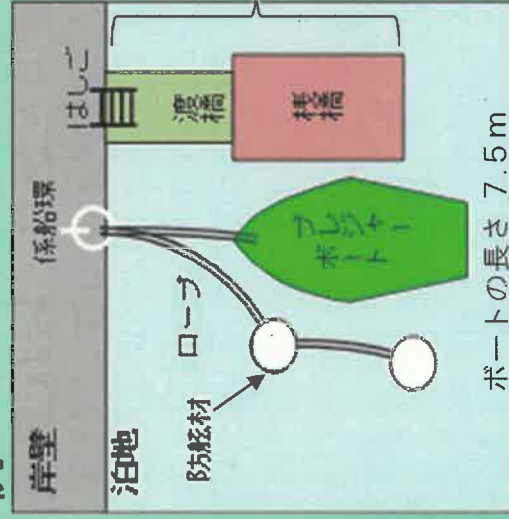
使用料の計算方法

1隻1か月につき船舶の長さ(棧橋及び渡橋の長さ)を加えます。1m未満は切り上げ)

に単価を乗じた額とします。

※ 船舶の長さ:登録長

例



棧橋・渡橋の長さ 7.5m

1か月当たい使用料

○渡橋等がある場合

- ・ 重要港湾以上 : $(7.5\text{m} + 7.5\text{m}) \times 320\text{円} = 4,800\text{円}$
- ・ 地方港湾・漁港 : $(7.5\text{m} + 7.5\text{m}) \times 300\text{円} = 4,500\text{円}$

○渡橋等がない場合 (1m未満を切り上げ 7.5m⇒8m)

- ・ 重要港湾以上 : $8\text{m} \times 320\text{円} = 2,560\text{円}$
- ・ 地方港湾・漁港 : $8\text{m} \times 300\text{円} = 2,400\text{円}$

※ 個別の計算については、申請の際にお尋ねください。

ご不明な点はお気軽にお尋ねください。

広島県 港湾振興課 海域管理グループ
TEL 082 (513) 4038 FAX 082 (223) 2463
E-Mail : dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp